

裁判官は憲法を守る ゴールキーパー (憲法の守護神)

憲法前文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」を守るために

2025年参院選(選挙区)の当選議員は、

「正当に選挙された」 国会における代表者(憲法前文冒頭)ではない

【5主要民主主義国(米、独、仏、英、韓)は、人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長(首相、大統領)を選んでいる。日本は、1票の格差・2倍(1票対0.5票)等の非人口比例選挙で首相を選んでいる。日本の選挙は異質である】

1 日本の国民一人当たり「平均賃金」
1992～2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」の値の推移は、下記表1のとおりである。

	1992年平均賃金 (A)	2020年平均賃金 (B)	1992年から2020年の 推移 (B÷A)×100%
米	48,389米ドル	69,392米ドル	143.4%
独	42,562米ドル	53,745米ドル	126.2%
英	33,306米ドル	47,147米ドル	141.5%
仏	35,577米ドル	45,581米ドル	128.1%
韓	23,796米ドル	41,960米ドル	176.3%
日	37,483米ドル	38,515米ドル	102.7%

表1 (6カ国・国民一人当たり平均賃金) (OECD公表データ)

国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、

米、英、仏、独の6か国のなかで、日本だけが、僅か2%増加の水準状態で、他の5か国は、すべて右肩上がりであり、他の5か国中最低の韓国ですら、26%増加である。
日本の国民一人当たり「平均賃金」は、絶対額でも、6か国のうちの最低で、38,515米ドル(ただし、韓国は41,960米ドル)である。

2 全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、18%であったが、2023年に、4%に激減した。国難である。

3 人口比例/概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者(国民)の投票数の49%の得票者が大統領に当選しなかった4か国とドイツと日本

【大統領制】

(1) 【米国】2024年11月 米連邦大統領選(概ね人口比例選挙)
1位 トランプ氏……………50.8%(77,302,580票)
2位 ハリス氏……………49.2%(75,017,613票)
(出：米対外情報)

(2) 【韓国】2022年3月 韓国大統領選(人口比例選挙)
1位 尹錥悦氏……………50.4%(16,394,815票)
2位 李在明氏……………49.6%(16,147,738票)
(出：米対外情報)

(3) 【ブラジル】2022年10月 ブラジル大統領選(人口比例選挙)
1位 ルーラ氏……………50.90%(60,345,999票)
2位 ボルソナロ氏……………49.10%(58,206,354票)

(4) 【ベルギー】2026年6月 ベルギー大統領選(人口比例選挙)
1位 ケイコ・アジモリ氏……………50.1%(9,223,396票)
2位 サンチュス氏……………49.9%(9,173,755票)

【首相制】

(5) 【ドイツ】2025年ドイツ連邦議会選挙では、与党であるCDU/CSU及びSPDの3党が総投票数2の52%を得票し、52%の議席を獲得した(下記表2)。
投票率：82.5%。

	獲得議席(割合) (全630議席中)	得票数(得票率) (全42,830,556票中)*2
与党	328 (52%)	22,309,526 (52%)
CDU/CSU	208 (33%)	14,160,402 (33%)
SPD	120 (19%)	8,149,124 (19%)

表2 (ドイツ選挙)

*2：5%極小票項の適用あり。

(6) 【日本】2025年参院選では、比例区で、与党(自民・公明)が総投票数の30.4%の得票であるにも拘わらず、全

125議席中、37.6%の47議席を獲得した(下記表3)。
投票率：58.5%。

獲得議席 (全125議席中)	得票数(比例区) (全29,185,398票中)	得票率(比例区) (全29,185,398票中)
与党：47	37.6%	18,018,876 30.44%
自民：39	31.2%	12,808,306 21.64%
公明：8	6.4%	5,210,569 8.80%

表3 (2025年参院選)

2026衆院選では、比例区で、与党(自民・維新)が総投票数の45.4%の得票であるにも拘わらず、全465議席中、75.7%の352議席を獲得した(下記表4)。
投票率：56.3%。

獲得議席 (全465議席中)	得票数(比例区) (全27,250,957票中)	得票率(比例区) (全27,250,957票中)
与党：352	75.7%	25,969,470 45.35%
自民：316	58.0%	21,026,140 36.72%
維新：36	7.7%	4,943,330 8.63%

表4 (2026年衆院選)

日本の非人口比例選挙(1票の格差・2～3倍)は、上記4か国の国政選挙及びドイツの国政選挙と比べて、真次元の差異である。

II 【憲法改正の国会発議】憲法96条1項の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」の解釈】

憲法96条1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の2/3以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。(略)」と定める。

上記の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」は、憲法前文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定めを解釈基準として解釈すると、「各議院の総議員(=総)正当に選挙された国会における代表者」の2/3以上の賛成」と同義である。

III 【正当に選挙された国会における代表者】

1 最高裁判法廷令和5(2023)年10月18日判決(以下、令和5年大法廷判決(参))は、「2022年参院選(選挙区)は、一票の格差の是正が未達成であり、一票の格差の「更なる是正」が必要である」旨判示している。

2 2025年参院選(選挙区)の区割りとは、2022年参院選(選挙区)の区割りと同じである。

3 令和5年大法廷判決(参)の同判示に照らして、「一票の格差の「更なる是正」が必要である2025年参院選(選挙区)の当選議員は、憲法前文冒頭の「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の

「正当に選挙された国会における代表者」ではないと解される

なぜならば、もし仮に、当該選挙が正当な選挙であるとして、一票の格差の「更なる是正」(令和5年大法廷判決(参))が求められることなど100%あり得ないからである。

令和5年大法廷判決(参)は、2022年参院選(選挙区)と、2022年参院選(選挙区)の選挙区割りと同じ選挙区割りの2025年参院選(選挙区)は、ともに「正当な選挙ではない」と断示的に判断している、と解される。

IV 【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】

1 2026年2月、米連邦最高裁は、(連邦議会の承認なく発した、閣議の大統領令を違憲無効と判決した)米連邦地裁判決及び米連邦最高裁判決を支持した(但し、裁判対象の閣議金額・1,660億米ドル(26兆円))。

米連邦裁判所は、憲法を守るゴールキーパーの行動をしている。

2 裁判所が憲法を守るゴールキーパーであることは、米国でも、日本でも、同じである。

3 憲法99条は、「(略)裁判官(略)は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ、」と定める。

4 裁判官は、 憲法を守るゴールキーパー (憲法の守護神)として、

(i) 憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)、81条、98条1項に基づき、「2025年参院選(選挙区)は違憲無効である」旨判決した。

(ii) (左記11の令和5年大法廷判決(参)の判示に照らして、「正当に選挙された国会における代表者」(憲法前文冒頭)ではない、2025年参院選(選挙区)の当選議員が、未春、憲法改正の国会発議で投票するという、)

憲法96条1項違反の憲法改正 発議を止める義務がある。

同義務違反は、(もしあれば)裁判官の憲法

99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)違反である。

(iii) 昭和51年大法廷判決(衆)は、「当該選挙の違憲無効判決は、選挙を遡って無効にすることなく、将来に向かってのみ無効とする」旨判示する。

従って、最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決日前に成立済の全ての立法は有効であるので、社会的混乱は一切生じない。

民主主義選挙の国際標準は人口比例選挙 5つの主要民主主義国(英、独、米、仏、韓)

ドイツ連邦…(完全人口比例選挙)
小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への)第2票の得票率によって決まる。小選挙区はサンタラ方式を採用。

英連合王国…(概ね、人口比例選挙)
(サンタラ方式) 格差±5% (1.11倍以下)

フランス…(完全人口比例選挙)
韓国…(完全人口比例選挙)
米連邦…(概ね、人口比例選挙)

一人一票実現国民会議
公式アカウント:
@hirono_ippyo #ippyo

サポーターによる送迎サービス
一人一票実現しよう!
http://www.facebook.com/hirono_ippyo

お問い合わせ: ippyo@hirono_ippyo.com
03-3760-2021
Email: ippyo@hirono_ippyo.com
事務局: 〒170-0031東京都豊島区
常盤1-1-1 常盤ビル17F

あなたの1票の価値が0.何割分かをチェックしてみましょう。

https://www2.ippyo.org/ 一人一票 検索

【この意見広告が賛同者のご支援により掲載されました。引き続きご支援をお願いいたします。】
賛同団体: 三井住友銀行 法政経済研究所(4301426) / 船政経済研究所 00120-S-417661
賛同者: 東京経済大学 憲法99条カードでも掲げ付けてくださる方も、見出しの中にも載せています。

認定
NPO法人 一人一票実現国民会議